



発行 新潟県  
**第 36 号**  
 令和2年5月15日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 610 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 611 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 612 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 613 保安林の指定解除（治山課）
- 614 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 615 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 616 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 617 換地計画の縦覧（農地整備課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

令和2年4月28日付け県報第32号主要目次中（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第610号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
フレッシュ・イン・こぶし	長岡市深沢町2278番地8	R2.2.29

◎新潟県告示第611号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人	五泉市論瀬5975	デイサービスセンタ	五泉市論瀬5975	通所介護	R2.1.31

ごせん福祉会	番地12	一すもとの里	番地12		
社会福祉法人 ごせん福祉会	五泉市論瀬5975 番地12	デイサービスセンタ 一すもとの里	五泉市論瀬5975 番地12	認知症対応型 通所介護	R2.1.31
社会福祉法人 ごせん福祉会	五泉市論瀬5975 番地12	デイサービスセンタ 一すもとの里	五泉市論瀬5975 番地12	介護予防認知 症対応型通所 介護	R2.1.31
社会福祉法人 ごせん福祉会	五泉市論瀬5975 番地12	グループホームすも との里	五泉市論瀬5975 番地12	認知症対応型 共同生活介護	R2.1.31
社会福祉法人 ごせん福祉会	五泉市論瀬5975 番地12	グループホームすも との里	五泉市論瀬5975 番地12	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	R2.1.31
社会福祉法人 ごせん福祉会	五泉市論瀬5975 番地12	在宅介護支援セン ターすもとの里	五泉市論瀬5975 番地12	居宅介護支援	R2.1.31
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖 南24番地2	アイン薬局 新井 店	妙高市末広町2 番2号	居宅療養管理 指導	R2.2.29
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖 南24番地2	アイン薬局 新井 店	妙高市末広町2 番2号	介護予防居宅 療養管理指導	R2.2.29
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	さわた訪問介護事 業所	佐渡市河原田本 町394番地	訪問介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	さわた訪問介護事 業所	佐渡市河原田本 町394番地	介護予防訪問 介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協東ヘルパース テーションほほえみ	佐渡市春日1150 番地20	訪問介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協東ヘルパース テーションほほえみ	佐渡市春日1150 番地20	介護予防訪問 介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協西ヘルパース テーションゆうばえ	佐渡市相川羽田 町57番地1	訪問介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協西ヘルパース テーションゆうばえ	佐渡市相川羽田 町57番地1	介護予防訪問 介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協南ヘルパース テーションかがやき	佐渡市羽茂本郷 550番地	訪問介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	社協南ヘルパース テーションかがやき	佐渡市羽茂本郷 550番地	介護予防訪問 介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	両津デイサービスセ ンターいわゆり	佐渡市豊岡1672 番地16	通所介護	R2.4.1
社会福祉法人 佐渡市社会福祉 協議会	佐渡市畑野甲 533番地	両津デイサービスセ ンターいわゆり	佐渡市豊岡1672 番地16	介護予防通所 介護	R2.4.1
社会福祉法人 二王子会	新発田市大手町 4丁目5番29号	特別養護老人ホー ム 二の丸	新発田市大手町 4丁目5番29号	短期入所生活 介護	R2.3.31

社会福祉法人 二王子会	新発田市大手町 4丁目5番29号	特別養護老人ホーム 二の丸	新発田市大手町 4丁目5番29号	介護予防短期 入所生活介護	R2.3.31
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	訪問看護	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	介護予防訪問 看護	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	訪問リハビリ テーション	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	介護予防訪問 リハビリテー ション	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	短期入所療養 介護	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	介護予防短期 入所療養介護	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	居宅療養管理 指導	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	介護予防居宅 療養管理指導	R2.1.1
医療法人 至誠 会	長岡市町田町 575番地	介護療養型医療施 設 長岡保養園	長岡市町田町 575番地	介護療養型医 療施設	R2.1.1
新潟県厚生農業 協同組合連合会	新潟市中央区東 中通一番町86番 地109	羽茂病院	佐渡市羽茂本郷 22番地	居宅療養管理 指導	R2.3.31
新潟県厚生農業 協同組合連合会	新潟市中央区東 中通一番町86番 地109	羽茂病院	佐渡市羽茂本郷 22番地	介護予防居宅 療養管理指導	R2.3.31
新潟県厚生農業 協同組合連合会	新潟市中央区東 中通一番町86番 地109	羽茂病院	佐渡市羽茂本郷 22番地	介護療養型医 療施設	R2.3.31
アースサポート株 式会社	東京都渋谷区本 町1丁目4番14 号	アースサポート柏崎	柏崎市大字横山 1959番地1	介護予防通所 介護	R2.5.1
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	訪問看護	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	介護予防訪問 看護	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	訪問リハビリ テーション	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	介護予防訪問 リハビリテー ション	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	短期入所療養 介護	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	介護予防短期 入所療養介護	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	居宅療養管理 指導	R2.3.31
医療法人 積発 堂	三条市興野二丁 目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁 目2番25号	介護予防居宅 療養管理指導	R2.3.31

医療法人 積発堂	三条市興野二丁目11番28号	富永草野病院	三条市興野二丁目2番25号	介護療養型医療施設	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	訪問看護	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	介護予防訪問看護	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	訪問リハビリテーション	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	介護予防訪問リハビリテーション	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	短期入所療養介護	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	介護予防短期入所療養介護	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	居宅療養管理指導	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	介護予防居宅療養管理指導	R2.3.31
医療法人社団 橘光葉会	三条市北入蔵2丁目17番27号	三条東病院	三条市北入蔵2丁目17番27号	介護療養型医療施設	R2.3.31
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート新発田	新発田市舟入町2丁目3番37号	訪問入浴介護	R2.5.1
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート新発田	新発田市舟入町2丁目3番37号	介護予防訪問入浴介護	R2.5.1

◎新潟県告示第612号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月16日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	コミュニティホールさわらび	南魚沼市全域
6月17日（水）	午前9時から正午まで		
6月18日（木）	午後1時から4時まで		
6月19日（金）	午前9時から正午まで		
6月22日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢公民館	
6月23日（火）	午前9時から正午まで		
6月24日（水）	午後1時から4時まで		
6月25日（木）			
6月26日（金）	午前9時から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
6月27日から令和	午前9時30分から正午まで		

3年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、12月30日、 12月31日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
--	---------------	-------------	--

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花角 英世

## 1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県村上市中浜字戸ノ入760の21、937の1、939の5・942の13・953の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、953の25、953の27、953の29、953の30、953の32

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## ◎新潟県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営新堀川地区農用地保全施設整備（湛水防除）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年5月18日から令和2年6月12日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所、大潟区総合事務所及び頸城区総合事務所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営坊ヶ池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年5月18日から令和2年6月12日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び清里区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第616号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営泉盛寺開田地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年5月18日から令和2年6月12日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和2年5月18日から令和2年6月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	川東中央	換地計画書の写し	長岡市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和2年度消防用設備・防火設備等保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月15日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和2年度消防用設備・防火設備等保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 150床以上の病床数を有する病院の消防用設備等保守点検業務を平成26年1月1日以降12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) 当該業務において、点検可能な消防設備士、消防設備点検資格者、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査資格者を業務に配置できること。
- (9) 一般財団法人新潟県消防設備協会表示登録会員であること。
- (10) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号  
新潟県立加茂病院経営課  
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和2年5月21日(木)午後2時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年5月21日(木)までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

## 5 入札、開札の日時及び場所

令和2年5月25日(月)午前10時00分  
新潟県立加茂病院 1階 多目的ホール

## 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効



本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 正 誤

令和2年4月28日付け県報第32号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	23	県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）	県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1	24	県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）	県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1	25	県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）	県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1	26	県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）	県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
1	29	県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）	県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）